

大阪キリスト教短期大学

卒業生友の会規約

- 第一条 (名称) 本会は大坂キリスト教短期大学卒業生友の会と呼ぶ。
- 第二条 (目的) 本会は、会員が卒業後も母校や旧友との交わりを深められるよう支援すること、及び、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 (会員) 本会の会員は大坂キリスト教短期大学の卒業生とする。また、活動目的に賛同する本学の教員および旧教員は賛助会員となることができる。
- 第四条 (運営) 本会には以下の役員によって構成される役員会を置く。本会の運営に関わる全ての事からは役員会にて審議される。
1. 会長1名・副会長1名・会計2名・会計監査2名・書記2名・幹事若干名。
役員は会員（賛助会員は除く）の中から立候補または推薦された役員候補のうち役員会の審議によって選出される。役員の役割については新しい役員会において審議される。これらは総会で承認を得て決定する。その任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
 2. 会長は必要に応じて実行委員会を開くことができ、その実行委員長を兼任する。
また、その際、会員の中から実行委員を委嘱することができる。役員は実行委員を兼任する。
 3. 会長は本学の卒業生友の会連携委員会に対して担当委員（本学の専任教員）の協力を要請できる。
また、必要に応じて委員会の開催を求めることができる。
 4. 会員のうち在学中に各ゼミナールの正・副代表を務めた者は、卒業後、友の会実行委員となり、会の運営に協力する。
- 第五条 (事業) 本会の目的を果たすため、年一回、総会・ホームカミングデイを開催する他、会報誌（学院報）の発送、会員の個人情報の管理などを行う。また、必要に応じて母校への協力、支援を行う。
- 第六条 (会費) 本会に必要な費用は、会員（永久会費として卒業時に10000円）よりの会費、および会員よりの寄付金を以ってこれに充てる。
- 第七条 (事務所) 本会の事務所を大阪キリスト教短期大学内に置く。
事務所には事務職員若干名を置き、その処遇は本会の職員勤務規程によるものとする。
- 第八条 (会計) 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
会計書類の承認には、総会において出席者の賛成過半数を必要とする。
- 第九条 (改正) 本規約の改正は、総会において出席者の賛成過半数をもって成立するものとする。
- | | |
|----------------------|----------------|
| 改正 昭和62年2月7日 | 改正 平成5年11月3日 |
| 改正 平成7年11月3日 | 改正 平成10年11月23日 |
| 改正 2007年（平成19年）11月3日 | （施行 2008年4月1日） |
| 改正 2011年（平成23年）11月5日 | |
| 改正 2012年（平成24年）11月3日 | （施行 2013年4月1日） |
| 改正 2014年（平成26年）5月31日 | |
| 改正 2018年（平成30年）5月19日 | |
- 補 則 会員は住所・氏名等に変更が生じた時は、ただちに本会事務所へ届け出なければならない。

卒業生友の会事務所

〒545-0042 大阪市阿倍野区丸山通1-3-61 大阪キリスト教短期大学内

TEL/FAX 06-6652-2660 e-mail: tomonokai@occ.ac.jp